

北陸地方整備局
記者発表・資料配付

・記者発表	平成16年11月8日
・資料配付	21時30分
日時	

件名	<p>「平成16年新潟県中越地震」災害対策状況について(第39報)</p> <p>「天然ダム」に対する直轄砂防事業での対応</p> <p>【直轄砂防災害関連緊急事業の採択】について</p>
----	--

取り扱い	発表をもって解禁
------	----------

発表先	新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ
-----	-----------------------

発表概要	別紙のとおり
------	--------

	北陸地方整備局 TEL(代表)025-266-1171		
問い合わせ先	所属	氏名	電話
	企画調査官	栗原 淳一	内線3113
	河川計画課長	守安 邦弘	内線3611
	中越地震復旧対策準備室長	坂上 悟	内線6190

## 平成16年新潟県中越地震により発生している 「天然ダム」に対する直轄砂防事業での対応 【直轄砂防災害関連緊急事業の採択】について

平成16年11月8日  
北陸地方整備局

11月2日に泉田新潟県知事より北側国土交通大臣に対して「流出土砂による天然ダムが問題となっている芋川流域等の砂防事業について直轄による事業実施も含め、可能な限りご支援をお願いしたい」旨の要請がありました。

これにより、11月6日(土)より、新潟県が実施していた作業を国が順次引き継ぎ、来春の融雪期を見据えた水路の設置などを早急に実施する旨、お知らせしたところですが、このほど関係機関と調整の結果、**直轄砂防災害関連緊急事業**として採択されましたのでお知らせします。

### 直轄砂防災害関連緊急事業による当面の事業内容

東竹沢(ひがしたけざわ)および寺野(てらの)における天然ダム対策

- ・融雪出水に対応した仮排水路設置
- ・工事中の安全対策としての水位計、センサー等の設置  
(警戒避難用のセンサー設置への協力)
- ・緊急対策としての砂防えん堤等の設置に向けた施工準備 等

#### 問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局 河川計画課長 守安邦弘

電話 025-266-1171 (内線 3611)

中越地震復旧対策準備室長

坂上 悟

電話 025-266-1171 (内線 6190)

## 1. 直轄砂防災害関連緊急事業

(砂防法第6条、第14条)

### 目 的

風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的とする。

### 事業の内容

従来行っていた災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧及び施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を行う。

#### 【採択基準】

##### (1) 緊急事業

砂防法第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において緊急的に砂防工事を施行するため、砂防法第6条の告示をする区域を含む）において、当該年発生 of 風水害・震災・火山活動等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生 of 山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とするもので次の各項の一に該当し、1箇所の実費が3,000万円以上のもの

- ① 緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの
- ② 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - 1) 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）ならびにその他の公共施設のうち重要なもの
  - 2) 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
  - 3) 人家20戸以上
  - 4) 農地20ha以上（農地10ha以上20ha未満で当該地域に在する人家の被害を合せ考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

##### (2) 関連事業

国土交通大臣が施行した砂防設備又は直轄砂防設備改良工事と密接な関連があるものとして、都道府県知事と地方整備局長（北海道においては北海道開発局長）が協定を締結した都道府県管理砂防設備並びに砂防指定地がかつ砂防法第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施工する区域（当該年度において、砂防法第6条の告示をする区域を含む）における準用河川又は普通河川の天然河岸について、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合にこれと合併して行う改良工事であるもの

- ① 原則として総工事費に占める災害関連工事費の割合が5割以下のもの
- ② 1箇所の災害関連緊急事業費が3,000万円以上のもの
- ③ 原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの

#### 【負担率】

- ・ 2/3（項）河川等災害関連事業費
- （目）直轄河川等災害関連緊急事業費

#### 【沿革】

- ・ 昭和62年度より実施

#### 直轄河川等災害復旧事業

国土交通大臣が維持管理する河川、海岸、砂防設備又は地すべり防止施設に関する災害復旧事業で下記に該当するもの。

1. 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害であること。
2. 災害に因って必要を生じた事業で災害にかかった施設を原形に復旧する（当該施設の従前の効用を復旧するための施設にすることを含む）ことを目的とするものであること。
3. 災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設にすることを目的とするものであること。
4. 1箇所の工事の費用が500万円に満たないものを除く。等